

# 平成29年度商店街ソフト事業および商店街ブラッシュアップ事業募集要領

秋田市商工貿易振興課

## 1 事業の目的

商店街が実施する事業を市が支援することで、地域の特色を活かした商店街づくりを促進し、商店街の競争力を強化することを目的とする。

## 2 商店街ソフト事業の概要

### (1) 補助率、補助限度額

ア 補助対象事業のうち、5商店街ソフト事業の補助対象事業(1)と(2)に該当する場合は、対象事業費の20%以内、25万円までとする。

イ 補助対象事業のうち、5商店街ソフト事業の補助対象事業(3)から(7)に該当する場合は、対象事業費の30%以内、40万円までとする。

ウ 一団体につき申請できる事業は2事業までとする。

### (2) 補助対象者

秋田市商店街連盟に加盟する商店街団体など



## 3 商店街ブラッシュアップ事業の概要

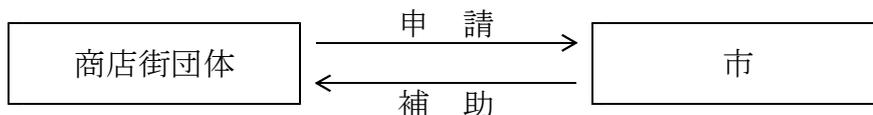
### (1) 補助率、補助限度額

ア 商店街ソフト事業および商店街共同施設設置事業の対象事業費に、ワークショップ開催経費等を加えた費用の50%以内、限度額50万円とする。

イ これまでに商店街ブラッシュアップ事業を利用していない事業とする。

### (2) 補助対象者

秋田市商店街連盟に加盟する商店街団体など



## 4 申請方法

### (1) 補助金交付申請書

商店街団体は、(2)の募集期間内に、別紙の書類を商工貿易振興課に提出すること。

### (2) 募集期間

区分	募集期間	募集条件等
先行募集	4月17日～4月21日	4月から5月末までに事業開始する場合
第1次募集	5月8日～5月12日	上記以外の場合

以降、予算に残額が生じた場合には、募集期間を定めて追加募集を行う。

## 5 商店街ソフト事業の補助対象事業

補助金の交付対象事業は、商店街団体が事業主体となり商店街内で実施する事業であって、商店街および地域経済の振興に資する以下の事業とする。なお、原則として年度内に事業が完了するものを対象とする。

- (1) コンサート、コンテスト、商店街ギャラリー、記念イベント、フリーマーケット、クリスマスイルミネーション
  - (2) セール・期末大売り出し、朝市、産直特産市、スタンプラリー、地域コミュニティ連携イベント
  - (3) 商店街統一ブランド商品又は商店街オリジナル商品の開発・試作、商店街統一イメージ事業、商店街チャレンジ活動事業、一店逸品活動、その他の商店街の個性創出に資する事業
  - (4) 高齢者・障がい者が利用しやすい商店街づくり事業、高齢者向け商品・サービスの開発（ニーズ調査、高齢者用品の仕入先調査等を含む。）その他の商店街による高齢者・障がい者への対応事業
  - (5) 空き缶・ペットボトル回収機の設置、リサイクルシステム構築のための研究会の開催、環境負荷の低い商品・再生品の開発その他の環境の整備・保全又は資源の再利用促進関連事業
  - (6) 商店街webサイトによるインターネット受注、QRコードを活用した情報発信、共同宅配、FAX受・発注システムの開発・実験、チャレンジショップ等による新規出店支援、空き店舗を活用した商店街の共同店舗、地域コミュニティ活動事業その他の商店街による新たなシステム構築事業（実験的事業を含む。）
  - (7) その他市長が特別に認めるもの
- ※ 商店街活動と直接関係のない地域の伝統行事や宗教行事、主として地域住民の懇親を目的とするものは対象外とする。

## 6 商店街ブラッシュアップ事業の補助対象事業

- (1) 商店街振興やまちづくり等の専門員を招へいし、事業を実施するためのワークショップ等を開催すること。
- (2) 商店街ソフト事業であって、地域コミュニティとの連携又は新規性が認められるもの（専門員を招へいしたワークショップ等を実施した場合に限る。）。
- (3) 商店街共同施設設置事業に該当する事業等であって、観光客、商店街利用者等の利便性を格段に向上させることが認められるもの（専門員を招へいしたワークショップ等を実施した場合に限る。）。
- (4) 専門員とは、商店街振興事業や販促活動、まちづくり事業等に対して、専門的な助言・指導等ができる商店街団体構成員以外の者を指します。

## 7 商店街ソフト事業と商店街ブラッシュアップ事業の対象となる経費

経費の区分		経費の内容
(1) 各種イベントの開催に要する経費		セール・大売出し・富くじ・抽選会などの販促活動に要する経費、イベントの実施に係る経費 ※対象とならない経費もあるので、備考を参考にすること
(2) (1)以外の経費	事務費	会議費（委員、講師、研究員等外部専門家が参加している場合に限る。）、会場借上料（委員、講師、研究員等外部専門家が参加している場合に限る。）、報告書等作成費、資料作成・購入費、通信運搬費、集計分析費、広告宣伝

	費、原稿料、無形固定資産購入・開発費、消耗品費、機器借上・借損料、雑役務費
謝金	委員、講師、研究員等外部専門家の謝金（商店街の会員、組合員、役職員等の内部関係者の謝金を除く。）
旅費	委員、講師、研究員等外部専門家の旅費（商店街の会員、組合員、役職員等の内部関係者の旅費を除く。） なお、先進地の視察、調査等を行う場合は必要最低限の員数とし、参加者各人が視察目的に応じた報告書を作成し、実績報告時に提出すること。
委託費	調査・研究等専門的知見等を必要とする事業部分の委託費

備考 対象とならない経費の例

- ・不動産の取得にかかる経費
- ・販促活動に要する経費のうち景品の購入にかかる経費
- ・商店街の会員、組合員、役職員等の内部関係者の動員費および飲食費
- ・飲食物等の販売を行う場合、販売する物品の材料費の購入などにかかる経費
- ・一般的な流通価格と比べて、著しく高価な物品の購入費
- ・領収書のないものや、支出した内容が不明瞭なもの
- ・その他、補助の対象として不適切と判断する経費

担当 〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市産業振興部商工貿易振興課

商工振興担当 堀井、辻

TEL 018-888-5728

FAX 018-888-5727